介給別紙（就労継続支援A型）　　令和　3年　4月　13日

就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名	松下福祉サポート
人員配置区分	(1.) Ⅰ型（7.5:1）　　2.　Ⅱ型（10:1）

定員区分

(1) 20人以下　　2 21人以上40人以下　　3　41人以上60人以下

4　61人以上80人以下 5 81人以上

Ⅰ　労働時間

	延べ労働時間数		延べ利用者数（雇用契約者数）	
4月	1619	時間	364	人
5月	1657	時間	375	人
6月	1761	時間	393	人
7月	1849	時間	416	人
8月	1358	時間	305	人
9月	1456	時間	328	人
10月	1712	時間	388	人
11月	1564	時間	351	人
12月	1599	時間	358	人
1月	1552	時間	350	人
2月	1533	時間	342	人
3月	1603	時間	359	人
合計	**19263**	**時間**	**4329**	**人**

（評価方法）

前年度において、雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1 日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価

令和3年度の報酬の取扱いとして、「平成30年度」「令和元年度」「令和2年度」いずれかの実績で評価

（平均労働時間）

1日の平均労働時間が7時間以上	80点
1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	70点
1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	55点
1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	45点
1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	40点
1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	30点
1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	20点
1日の平均労働時間が2時間未満	5点

1日の平均労働時間数（延べ労働時間数÷延べ利用者数）		**評価点**	40
4.44	**時間**		

Ⅱ　生産活動

（評価方法）

前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。

令和3年度の報酬の取扱いとして、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することを可（その場合、前々年度は「平成30 年度」を用いる。）とする。

前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	40点
前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	25点
前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	20点
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	5点

評価点	5

Ⅲ　多様な働き方

（評価方法）

任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5目ごとに評価値を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項の評価。

令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。

（評価要素）

	5項目選択	評価点
① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項		
② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項		
③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項	○	2
④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項		
⑤ 1 日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項	○	2
⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項	○	2
⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項	○	1
⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項	○	1

8以上の場合：35 点
6又は7の場合：25 点
1以上5以下の場合：15 点

評価点	35

Ⅳ　支援力向上

（評価方法）

任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1～2として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。

令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。

（評価要素）

	5項目選択	評価点
① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況	○	2
② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況		
③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況	○	1
④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況	○	1
⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況	○	2
⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況		
⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況		
⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況		

8以上の場合：35 点
6又は7の場合：25 点
1以上5以下の場合：15 点

評価点	25

Ⅴ 地域連携活動	（評価方法） 前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。 令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。 （評価要素） ・地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無 ・施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組 **1事例以上ある場合 ： 10 点** 評価点 10

評価点集計

項目点数	評価点
Ⅰ 労働時間 （5点 ～ 80 点）	40
Ⅱ 生産活動 （5点 ～ 40 点）	5
Ⅲ 多様な働き方 （0点 ～ 35 点）	35
Ⅳ 支援力向上のための取組 （0点 ～ 35 点）	25
Ⅴ 地域連携活動 （0点 ～ 10 点）	10

0

評価点合計 115

～留意事項通知抜粋～
新規指定の就労継続支援A型事業所等の就労継続支援A型サービス費の区分について
報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

注１　延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数をそれぞれの月で算出し総計するものである。休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間は労働時間数に含めない。年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等であっても労働時間として賃金を支払っている場合は労働時間に含めるものとすること。
注２　延べ利用者数は、雇用契約を締結している者であって実際に賃金を支払った人数をそれぞれの月ごとに算出する
　こと。
注３　利用開始時には予見できない事由により短時間労働（１日の労働時間が４時間未満）となった場合は、90日を限
　度として、延べ労働時間数・延べ利用者数から除外することができる。
注４　平均労働時間区分「なし（経過措置対象）」は、指定を受けてから１年間を経過していない事業所が選択す

Ⅰ　労働時間（評価の視点）「1 日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1 日の平均労働時間」により評価。

Ⅱ　生産活動（評価の視点）生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。

Ⅲ　多様な働き方（評価の視点）利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価。

Ⅳ　支援力向上（評価の視点）職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価。

Ⅴ　地域連携活動（評価の視点）事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組（地域連携活動）の実施状況により評価。